

令和5年3月24日

役員
各 支 部 長 様
事務責任者

群馬県剣道連盟
会長 小林 一 隆

令和5年度群馬県剣道連盟 審判講習会の開催について

時下、ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、県剣道連盟では、各方面の大会等諸行事の開催に先立ち、審判技術の向上と今年度の大会の円滑運営を図るため、審判講習会を別紙要項のとおり開催致します。

つきましては、各支部・職域等に持ち帰って伝達講習される先生方、ならびに高体連・中体連・女子部・小体研・道場連盟・スポーツ少年団の指導者の先生方にご参加頂きたく、申し込み方よろしくお願い致します。

なお、令和3・4年度に教士、錬士、七段、六段を取得された方は4月の審判講習会並びに1月の剣道講習会に出席することが義務化されておりますので、各支部から連絡方お願い致します。

申し込み用紙は各事務局長に同封してあります。

記

- 1 日 時 令和5年4月23日（日） 午前9時
- 2 場 所 ALSOKぐんま武道館 大道場
- 3 講習要項 別紙「令和5年度群馬県剣道連盟審判講習会要項」のとおり。

別紙

令和5年度群馬県剣道連盟審判講習会要項

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 日 時 | 令和5年4月23日（日） 午前9時 |
| 2 | 場 所 | ALSOKぐんま武道館 大道場 |
| 3 | 講 師 | 剣道範士八段 谷 勝彦 先生
剣道教士八段 茂木 良文 先生
石原 一幸 先生
剣道教士七段 新井 利昇 先生 |
| 4 | 講習内容 | ①全日本剣道連盟試合・審判規則
②新型コロナウイルス感染症予防対策のための、試合・審判方法 |
| 5 | 受講資格 | 群馬県剣道連盟の会員であり、支部その他下記受講基準の代表者から推薦された者で、各団体に伝達講習を行うことができる者 |
| 6 | 受講基準 | ①各支部3名以内、警察3名以内、刑務官3名以内、高体連3名以内、中体連3名以内、女子部3名以内、小体研3名以内、道場連盟3名以内、スポーツ少年団3名以内
②令和3・4年度に教士、錬士、七段、六段を取得された方 |
| 7 | 申込方法 | ①各支部及び職域で人選し、別添「審判講習会参加申込書」により申し込むこと。
②教士・錬士・七段・六段を取得された方は各所属支部を通じて申し込むこと。
③講習料は1人3,000円とし、各支部・職域ごとに当連盟のゆうちょ銀行口座、群馬銀行口座に振り込むこと。（群馬銀行口座振り込みの際は事務局にメール連絡） |

令和5年4月14日(金)必着

群馬県剣道連盟事務局 gunkenren32712@aqua.plala.or.jp

- 8 持参品
- ①剣道具一式
 - ②面マスク
 - ③マウスシールド
 - ④審判旗
 - ⑤目印
 - ⑥剣道試合・審判規則同細則(全剣連発行のもの)
 - ⑦剣道試合・審判・運営要領の手引き(全剣連発行のもの)
- 9 その他
- ①講習当日は自宅で検温のうえ体調を確認してから参加すること。
 - ②面をつける場合、面マスクの着用は個人の判断に委ねるが、面マスクを着用しない場合はマウスシールドの装着をお願いします。
また、基礎疾患のある方、70歳以上の高齢者の方には面マスク及びマウスシールドの着用を推奨します。
 - ③傷害保険は当連盟で加入する。
 - ④昼食は主催者で用意する。大道場二階観覧席にて、間隔をあけて座り、飲食すること。
 - ⑤荷物は二階観覧席に置き、貴重品は携行すること。
 - ⑥ALSOKぐんま総合スポーツセンター敷地内で喫煙する場合、指定された3か所の指定喫煙所で喫煙すること。